

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務の事業者選定に係る公募型
プロポーザルの募集公告

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務の事業者を選定するので、次のとおり
公告する。

令和8年6月29日

淡路市長 戸田 敦 大

- ・別紙募集要項による。

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務

公募型プロポーザル募集要項

淡 路 市

令和8年6月

1 業務目的

淡路市（以下「市」という。）の小学校に設置している遊具等は、小学校施設の建築時に設置したものであり、その安全領域が確保できておらず、経年劣化も著しい。

本業務では、老朽化した小学校の遊具等を取り替えることにより、耐久性と安全性を確保し児童の身体能力を伸ばし、感性を養うとともに、工事の施工で、地元事業者を活用することにより、地域経済への波及を図るものである。

このことから、民間事業者の優れた技術、知見及びノウハウを生かした提案を受け、これらを総合的に評価し事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務仕様書」のとおり

(3) 業務場所

別紙「令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

工事期間 令和9年1月29日まで

(5) 提案上限額

業務費総額 44,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ プロポーザルの実施に当たり、本業務の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 候補者の選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式により、提案書、見積書、説明等の内容を審査し、市の予定する業務の実現に最も適した提案を行った候補者を選定する。

(2) プロポーザル方式により事業者を選定するため、次の委員により組織する令和8年度淡路市立小学校遊具更新業務淡路市プロポーザル候補者選定審議会（以下「選定審議会」という。）を設置し、委員6人により、総合得点の高い順に最優秀候補者及び優秀候補者の2事業者を選定する。

(3) 選定審議会は非公開とし、委員名は公表しない。

4 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、複数の事業者の共同体（以下「グループ」という。）とし、本プロポーザルへの参加申込時に全構成員を明らかにして、本業務に係る連帯責任を負うものとし、グループ構成表（様式3）を提出する。

グループの代表者は、市との窓口になり応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続を行い、それぞれの構成員は連帯して業務遂行の責めを負うものとする。

原則として、構成員の途中変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、市と協議を行い、市がこれを認めたときはこの限りではない。

また、各構成員が以下の役割を分担するものとする。

- (1) 調査設計に関する業務
- (2) 遊具等の撤去及び基礎工事に関する業務
- (3) 遊具等の製造及び設置に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、業務遂行上必要な業務

※1 各役割は、1事業者でなく、複数者での構成も可とする。

※2 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

※3 事業者は、複数の参加者を兼ねることができない。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) グループの代表者は、法人格を有し、提案書提出時において、令和8・9年度淡路市競争入札参加資格者名簿に申請区分「建設工事」、業種（土木一式工事）又は、「物品製造、役務の提供等」、業種（03 教材・遊具類「0306 遊具」）に登録されている者であること。
- (2) 要項4(2)の工事の役割を担う構成員は、提案書提出時において、令和8・9年度淡路市入札参加資格名簿に申請区分「建設工事」、希望業種（10 土木一式工事）に登録されている市内業者とし、2級土木施工管理技士等の技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書の提出日以前に3か月以上の雇用関係））を適正に配置できること。
- (3) 要項4(2)以外の役割を担う構成員の中に、令和8・9年度淡路市入札参加資格名簿に申請区分「物品製造、役務の提供等」、業種（03 教材・遊具類「0306 遊具」）に登録されている者を含むこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による、営業停止期間中の者ではないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、会社更生法の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決

定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- (7) 公募開始日から基本協定締結の日までに淡路市指名停止基準に関する規程（平成17年淡路市訓令第21号）による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (9) 参加表明書の提出時点までに納期限の到来した市税、法人税又は消費税及び地方消費税（本市に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない者にあつては、法人税又は消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。
- (10) 直前3事業年の経営状況が著しく悪化していないこと。
- (11) 参加者と直接的かつ恒常的（3か月以上）な雇用関係にある一般社団法人日本公園施設業協会認定の「公園施設製品整備技士」、「公園施設点検技士」又はこれと同等以上の資格を有する者を配置できること。

6 審査に係るスケジュール

プロポーザルに係るスケジュールは、次のとおりとする。

項目	日程	備考
プロポーザル募集公告	令和8年 6月29日（月）	
第1回質問締切	令和8年 7月 6日（月）正午まで	
第1回質問回答	令和8年 7月13日（月）	
参加表明書受付期限	令和8年 7月17日（金）正午まで	
書類審査	令和8年 7月28日（火）	※2
審査結果通知	令和8年 7月28日（火）	※2
提案書提出開始	令和8年 7月29日（水）	
提案書提出期限	令和8年 8月 7日（金）正午まで	
選定審議会の開催	令和8年 8月19日（水）	
選考結果通知	令和8年 8月21日（金）	
契約締結	令和8年 8月28日（金）	

※1 提案前の現地確認は、協議を経て可とする。

※2 参加者が6者以上となる場合は、事前に書類審査を行い、客観評価項目に基づき5者を選定し、審査結果を通知する。

7 募集内容

(1) 募集方法・資料掲載

公募型プロポーザルによる募集公告を淡路市ホームページ及び淡路市役所掲示場に掲載

し募集する。なお、募集要項、仕様書、各種様式等は、募集期間内において、淡路市ホームページに掲載する。

ア 掲載期間 本募集公告の日から令和8年7月17日（金）正午まで

イ 掲載資料

（ア） 令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務公募型プロポーザル募集要項

（イ） 令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務仕様書

（ウ） 令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務提出様式

（2） 参加表明書の提出書類・提出方法

ア 提出期間 本募集公告の日から令和8年7月17日（金）正午まで

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く。）とする。

イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着のこと。）

ウ 提出書類・部数

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務提出様式のとおり。

様式番号	書類名	部数
様式1	参加表明書	正1部、副1部
様式2	誓約書	正1部、副1部
様式3	グループ構成表	正1部、副10部
様式4	従事者名簿	正1部、副10部
様式5	事業者概要	正1部、副10部
	財務諸表（貸借対照表・損益計算書）（直前3事業年度分）の写し	正1部
	会社概要書又は会社概要の内容が記載された会社パンフレット等（写し可）	正1部
	淡路市税の納税証明書（市様式） 淡路市に納税義務がある場合は、淡路市税等の税額及びこれに付随する延滞金等で未納のものはないこと及び徴収金につき過去2か年滞納処分を受けたことのないことの証明を提出するこ	

	と。 ※ 参加者が淡路市外の事業者であっても、淡路市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する場合は提出すること。 ※ グループで参加する場合は、全ての構成員について提出すること。	
	法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書	

エ 提出先 〒656-2292 淡路市生穂新島8番地

淡路市総務部管財課（入札担当）

TEL 0799-64-2540

オ 発注担当課 〒656-2292 淡路市生穂新島8番地

淡路市教育委員会教育部教育総務課

TEL 0799-64-2537

(3) 質問書の受付・回答

ア 提出期間 本入札公告の日から令和8年7月6日（月）正午まで

イ 提出方法 電子メールで提出すること。

ウ 提出書類・部数 質問書（様式14） 1部

エ 提出先 淡路市総務部管財課（入札担当）

電子メールアドレス nyusatsu@city.awaji.lg.jp

オ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年7月13日（月）までに市のホームページへの掲載により行うものとする。

なお、質問に対する回答をもって、本募集要項等の補完・追加・修正とする。

(4) 提案書の提出書類・提出先

ア 提出期間 令和8年7月29日（水）から同年8月7日（金）正午まで

※ 午前9時から午後5時まで（市の休日を除く。）とする。

イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着のこと。）

ウ 提出書類・部数

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務提出様式のとおり。

様式番号	書類名	部数
様式 3 (写し)	グループ構成表	正 1 部、副 1 0 部
様式 6	提案書提出届	正 1 部、副 1 部
様式 7	見積書	正 1 部
様式 8	見積内訳書	正 1 部、副 1 部
任意様式	小学校毎の内訳書	正 1 部
様式 9	提案総括表	正 1 部、副 1 0 部
様式 1 0	業務実績報告書	正 1 部、副 1 0 部
様式 1 1	使用遊具提案書	正 1 部、副 1 0 部
様式 1 2	工事施工提案書	正 1 部、副 1 0 部
様式 1 3	維持管理提案書	正 1 部、副 1 0 部

エ 提出先 〒 6 5 6 - 2 2 9 2 淡路市生穂新島 8 番地

淡路市総務部管財課 (入札担当)

TEL 0 7 9 9 - 6 4 - 2 5 4 0

オ 発注担当課 〒 6 5 6 - 2 2 9 2 淡路市生穂新島 8 番地

淡路市教育委員会教育部教育総務課

TEL 0 7 9 9 - 6 4 - 2 5 3 7

8 事業者の選定と審査

(1) 審査項目、評価基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
I 計画内容		
(1) 計画内容の魅力等	ア 年齢や障害の有無、体格、性別に関わらず、みんなが平等に利用できる遊具となっているか。	1 0
	イ 児童の身体能力を伸ばすとともに感性を養う遊具を提案できているか。	1 0
	ウ 周囲の景観に配慮し、遊具同士の調和が取れた配色・デザインとなっているか。	1 0
(2) 取替工事	ア 適切な導入スケジュールであり、施工計画(児童等に対する安全対策)及び施工体制が充実しているか。	1 0
	イ 地元事業者*の活用等地域経済へ貢献する提案であるか。 ※ 市内に、建設業の許可を受けた主たる営業所(本社・本店・淡路市内で 1 0 年以上継続して営業実績のある支店を含む。)を有し、当該事業所が淡路市競争入札参加	1 0

	資格者名簿に登録されていること。	
(3) 施設の安全性	利用者の転倒や転落に対して安全対策が講じられているか。	10
(4) 維持管理	ア 劣化軽減や耐久性に配慮した部材を採用するなど維持管理費を抑えられる提案となっているか。	10
	イ 修理や部材交換等が容易で、長寿命化及びメンテナンス計画が提案されているか。	10
(5) 独自提案	学校や遊具の魅力が増す独自の積極的な提案となっているか。	10
II 業務コスト		
業務費総額(税込み)	最低見積金額との差額による評価	5
III その他		
追加遊具等	必要遊具等以外に独自の積極的な遊具等の追加提案があるか。	5
合計		100

(2) 審査実施方法

選定審議会において、審査を実施する。

審査は、点数化で評価し、価格のみならず、企画力、情報管理等の各要素によって総合的に行うものとする。ただし、獲得した審査点の合計が6割に満たない場合は、失格とする。

ア 選定審議会の開催

(ア) 開催日 令和8年8月19日(水)

(イ) 実施場所 淡路市役所本庁舎

(ウ) 出席者 1参加者につき3人まで

(エ) 実施内容 1参加者につき30分以内

(提案説明 15分以内、質疑応答 15分以内)

(オ) 説明資料 あらかじめ提出した提案書を基に説明すること。

(カ) 機材等 パワーポイント等で説明を行う場合に必要なパソコン、プロジェクター等は、参加者で準備すること。ただし、スクリーン(サイズ:約2.0m角)、コンセント及び電源は、市が準備する。

(キ) 提案順位 提案書の受付順とする。

(ク) その他 本プロポーザルへの参加表明をした参加者が、1者の場合であっても開催する。

イ 選考結果

選定審議会は、総合得点の高い順に最優秀候補者と優秀候補者の2者を選定するものとする。最高得点者が複数ある場合は、選定審議会の協議により決定するものとする。選考結果は、書面にて通知するとともに、淡路市ホームページ等で公表する。なお、選考結果に対する質問及び異議については、一切受け付けない。

9 参加辞退

参加表明書（様式1）提出後、都合により参加を辞退する場合は、選定審議会の日の正午までに参加辞退書（様式15）により提出先へ届け出ること。

10 提案に要する費用及び提出書類等の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザル参加に当たり、参加者に生じた損害等について、市は、一切その責めを負わない。
- (3) 市は、提出された提案書及び見積書等（以下「提案書等」という。）は、選定以外の目的に当該参加者に無断で使用しない（淡路市情報公開条例（平成17年淡路市条例第15号）に基づく公開の場合を除く。）。
- (4) 提案書等は、淡路市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象とする。
- (5) 全ての提案書等は返却しない。
- (6) 原則として、提出した提案書等の差し替え、修正等は認めない。
- (7) 提案書等は、選定審議会の事務等に必要な範囲において、複製を作成し、及び使用できるものとする。
- (8) 市が本プロポーザル関連書類作成のために配布した資料等は、市の承諾なく公表し、又は使用することは認めない。
- (9) 提案書等の著作権は、市に帰属することとする。ただし、市と契約を締結しなかった参加者の提案書等の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- (10) 提案書等が次のいずれかに該当するときは、受理しない。
 - ア 提出期日及び提出方法に合致しないもの
 - イ 本募集要項の作成方法等に合致しないもの
 - ウ 記載すべき事項が記載されていないもの

11 契約締結

- (1) 本契約は、淡路市契約規則（平成17年淡路市規則第49号）及び淡路市契約からの暴力団等の排除に関する要綱（平成25年淡路市告示第52号）の規定に基づき、手続を行うこととする。

(2) 運用開始日までの準備に係る経費は、受注者が負担する。

1.2 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書等に故意による虚偽の記載があった場合
- (2) 提案書等の内容が仕様書の仕様を満たさない場合
- (3) 提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 要項5の応募資格の要件を満たさなくなった場合

1.3 業務実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 受注者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務遂行する。

イ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、市と受注者の両者で誠意をもって協議することとする。

(2) 市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

提案が達成しないことによる損失は、原則として、受注者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、受注者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

イ 予測されるリスクと責任分担

市と受注者の責任分担は、原則として次項の「表：予想されるリスクと責任分担」(以下「分担表」という。)によることとし、受注者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議の上対応するものとする。

ウ 契約の締結が困難となった場合における措置

最優秀候補者が詳細協議実施後、契約の締結が困難になった場合は、協議を打ち切り、次点の優秀候補者と交渉するものとする。この場合、本件に要した費用は最優秀候補者の負担とする。

【表：予想されるリスクと責任分担】

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	受注者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	

	安全性の確保	業務遂行に伴う施設、利用者等への安全性の確保		○
	環境の保全	業務遂行に伴う騒音、振動等環境への影響		○
	制度変更	税制の変更	○	
		法令、許認可の変更	○	○
	業務の中止・延期	市の指示によるもの	○	
受注者の業務放棄、破綻によるもの			○	
設計・計画	不可抗力	天災等による設計変更、中止、延期	○	○
	物価変動	急激なインフレ・デフレなど物価変動による計画の見直し	○	○
	計画変更	市の指示によるもの	○	
		受注者の指示、判断の不備によるもの		○
応募コスト	業務の応募に係る費用		○	
工事・施工	第三者賠償	工事・施工時における第三者への損害賠償		○
	不可抗力	天災等による設計変更、中止、延期	○	○
	物価変動	急激なインフレ・デフレなどの物価変動による工事の見直し	○	○
	設計変更	市の指示によるもの	○	
		受注者の調査不足、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	市の責めによる引渡しの遅延	○	
		受注者の責めによる遅延		○
	工事費増額	施工段階における市からの指示、要望によるもの	○	
		受注者の判断によるもの		○
	性能	遊具等の製品不良、工事・施工不良による要求仕様不適合		○
一時的損害	引渡し前に工事目的物及び既設建物、設備に生じた損害		○	
用地確保	資材置き場、休憩所の確保		○	
支払	金利変動	市中金利の変動		○
	支払遅延・不能	市の責めによる支払いの遅延、不能によるもの	○	
維持管理	遊具等の不具合	契約対象となる遊具等が所定の性能を有しない場合		○
		遊具等の不具合が、遊具等の製品不良、工事・		○

		施工不良によるもの		
		遊具等の不具合が、故意又は過失による損害以外の地震・噴火・津波等による被害などの「不可抗力」によるもの	○	
		遊具等の不具合が、「上記以外」によるもの	○	○
保証	性能	遊具等の不具合及び工事・施工の不具合等による要求仕様不適合		○
		契約期間内の要求仕様不適合に伴う施設への損害及び本市の運営、業務への障害		○

1 4 その他

- (1) 本プロポーザル参加に当たり、参加者は、本業務により知り得た個人情報及び資料その他守秘すべき情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 公正なプロポーザルを確保できないと市が判断した場合は、本プロポーザルを中止することがある。

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務

仕 様 書

淡 路 市

令和8年6月

本仕様書は、淡路市（以下「市」という。）が発注する淡路市立小学校遊具更新業務（以下「業務」という。）の契約内容について必要な事項を示し、受注業者（以下「受注者」という。）の適正な履行の確保を図るためのものである。

1 業務名

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務

2 業務の目的

老朽化した小学校の遊具等を取り替えることにより、耐久性と安全性を確保し児童の身体能力を伸ばし、感性を養うとともに、工事の施工で、地元事業者を活用することにより、地域経済への波及を図ることを目的とする。

3 業務内容

- (1) 調査設計に関する業務
- (2) 遊具等の撤去及び基礎工事に関する業務
- (3) 遊具等の製造及び設置に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、業務遂行上必要な業務

4 業務期間

対象設備導入工事期間：契約締結日から令和9年1月29日まで

5 対象施設及び必要遊具

(1) 対象施設

No.	対象施設	住所	児童数（人） （令和8年5月1日現在）
1	塩田小学校	淡路市塩尾430番地2	51
2	志筑小学校	淡路市志筑1578番地	366
3	中田小学校	淡路市中田4390番地	70
4	大町小学校	淡路市大町上461番地2	73

(2) 必要遊具等

別紙3「必要遊具等」のとおり

また、別紙3「必要遊具等」記載の遊具が、取扱い製品に無い場合は、鉄棒を除き同等の規模で同じ要素のある遊具に変更して提案することができる。

(3) 追加遊具等

別紙3「必要遊具等」に記載の無い遊具等についても、業務費総額内で施工可能な

ものについて、独自に提案に追加することができる。

(4) 既存遊具の撤去

7(6)を除き、原則として、既存の遊具(志筑小の藤棚を含む。)は全て撤去する。

6 遊具等の仕様

- (1) 材質は、腐食しにくく、耐久性に優れたライフサイクルコストを考慮したものとする。
- (2) 維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達の容易性を考慮すること。
- (3) 一般社団法人日本公園施設業協会の「公園施設賠償保険制度」と同等の保険に加入していること。
- (4) 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(令和6年6月国土交通省)及び「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)」(2024年4月一般社団法人日本公園施設業協会)に準拠すること。

7 遊具等の既設撤去及び新設工事の仕様

- (1) 契約後、速やかに施工計画(工程表、安全管理など)を作成し、市と協議する。
- (2) 施工する業者は、要項4(2)の業務を行う者とする。
- (3) 施工日時は、各施設の運営を加味し、行事等に支障が生じないように、市、学校関係者、施設管理者等と密に調整を図った上、施工する。
- (4) 事前に現地調査等を十分に行った上で、別紙3「必要遊具等」に記載のある遊具をすべて設置できない場合には、速やかに市へ報告し、提案内容の変更を協議する。
- (5) 受注者は、契約後、速やかに遊具設置の実施設計を完了させ、その内容について市の確認を得た上で制作・施工にとりかかること。
- (6) 運動場の遊具配置に当たって、以下に記載している既存工作物については残置とする。

No.	対象施設	残置工作物
1	塩田小学校	タイヤ、一輪車用手すり
2	志筑小学校	無し
3	中田小学校	無し
4	大町小学校	砂場、サッカーゴール

- (7) 施工に使用する雑材は全て新品とする。
- (8) 施工に当たっての安全管理については、市と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じ、取替作業により生じた施設設備等への不具合や事故については、受注者の負担により対処する。
- (9) 施工において発生する軽微な工事、補修等は、受注者の負担で実施する。

- (10) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に市と調整する。
- (11) 搬出入経路、作業車、運搬車等の車両の駐停車場所、資材置場、荷捌き場等の市敷地内における必要な場所の確保については、事前に市と調整する。
- (12) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行い、作業終了後に清掃等を行う。
- (13) 作業完了後、完成図書（完成図、写真等）を市に提出する。
- (14) 撤去した遊具等の取扱については、関係法令を遵守し受注者で処分するものとし、廃棄物マニフェスト等を提出する。
- (15) 建設発生土の処分に当たっては、兵庫県土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載されている登録施設にて行うこと。
- (16) 本仕様書に記載しない事項については、兵庫県土木整備部「土木工事共通仕様書（最新版）」等関係するその他の諸法令、規則及び条例に準拠する。
- (17) 本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、市と協議する。

8 地元事業者の活用

既存遊具の撤去、遊具等の新設工事において、地元事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮する。

9 その他

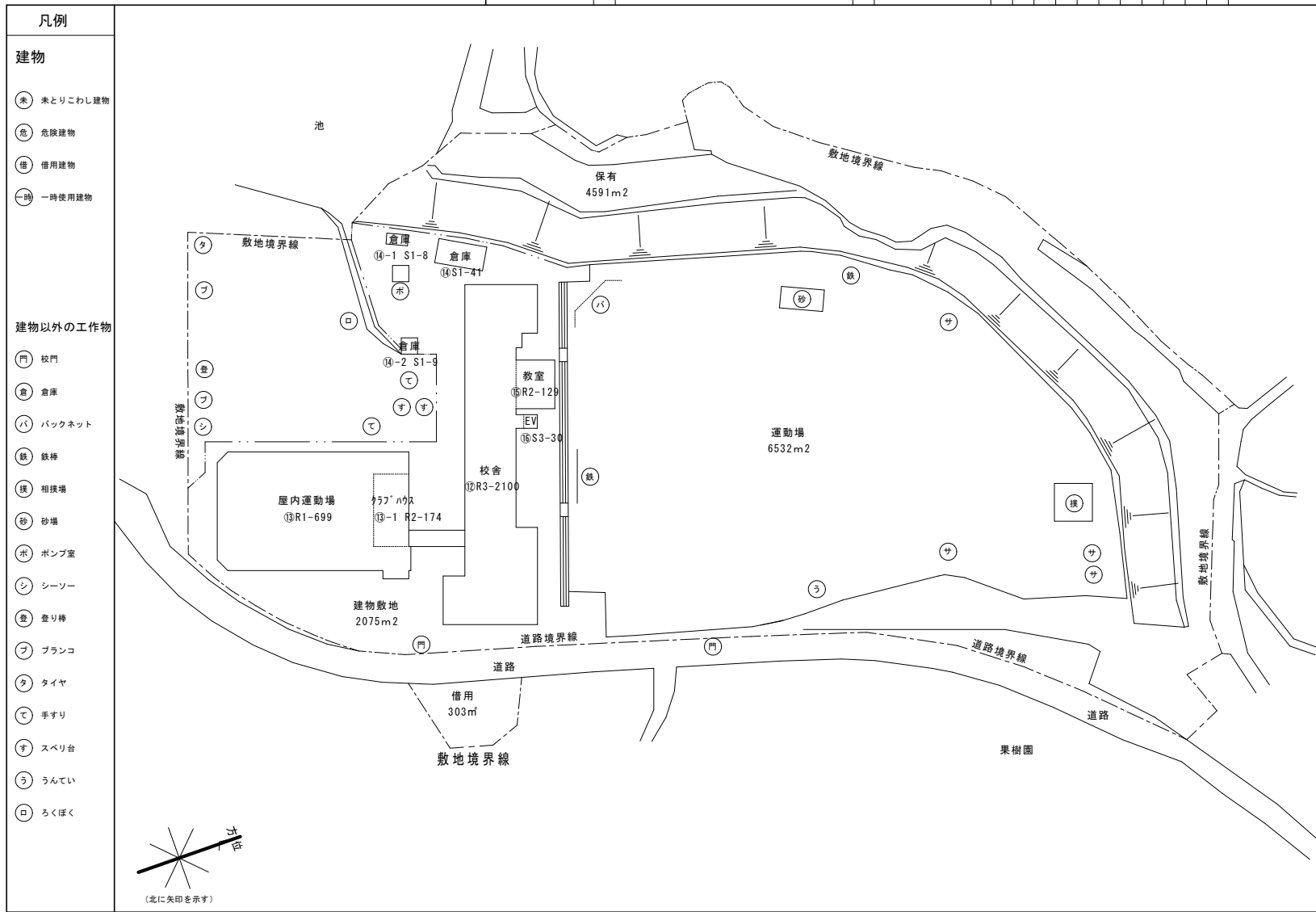
- (1) 本業務における安全・衛生対策については、関係法令を遵守し、作業の安全性及び環境に配慮しなければならない。
- (2) 契約完了後2年間（木を使った場合は木部の腐朽に関するものは5年間）、通常の使用にもかかわらず、部材・部品の欠陥、あるいは設計製作上の不備により故障した場合は無償で修理及び取替を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、市、受注者双方の協議の上、決定する。

10 参考資料

- (1) 別紙1 位置図
- (2) 別紙2 既存配置図
- (3) 別紙3 必要遊具等

令和8年度

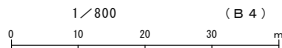
施設の配置図	縮尺	1/800 (B4)	学校名	塩田小学校	都道府県	市町村	学校	管理番号	1771
					2 8	2 2 6	1 8 2 1		



令和8年度

施設の配置図

縮尺



学校名

志筑小学校

調査年

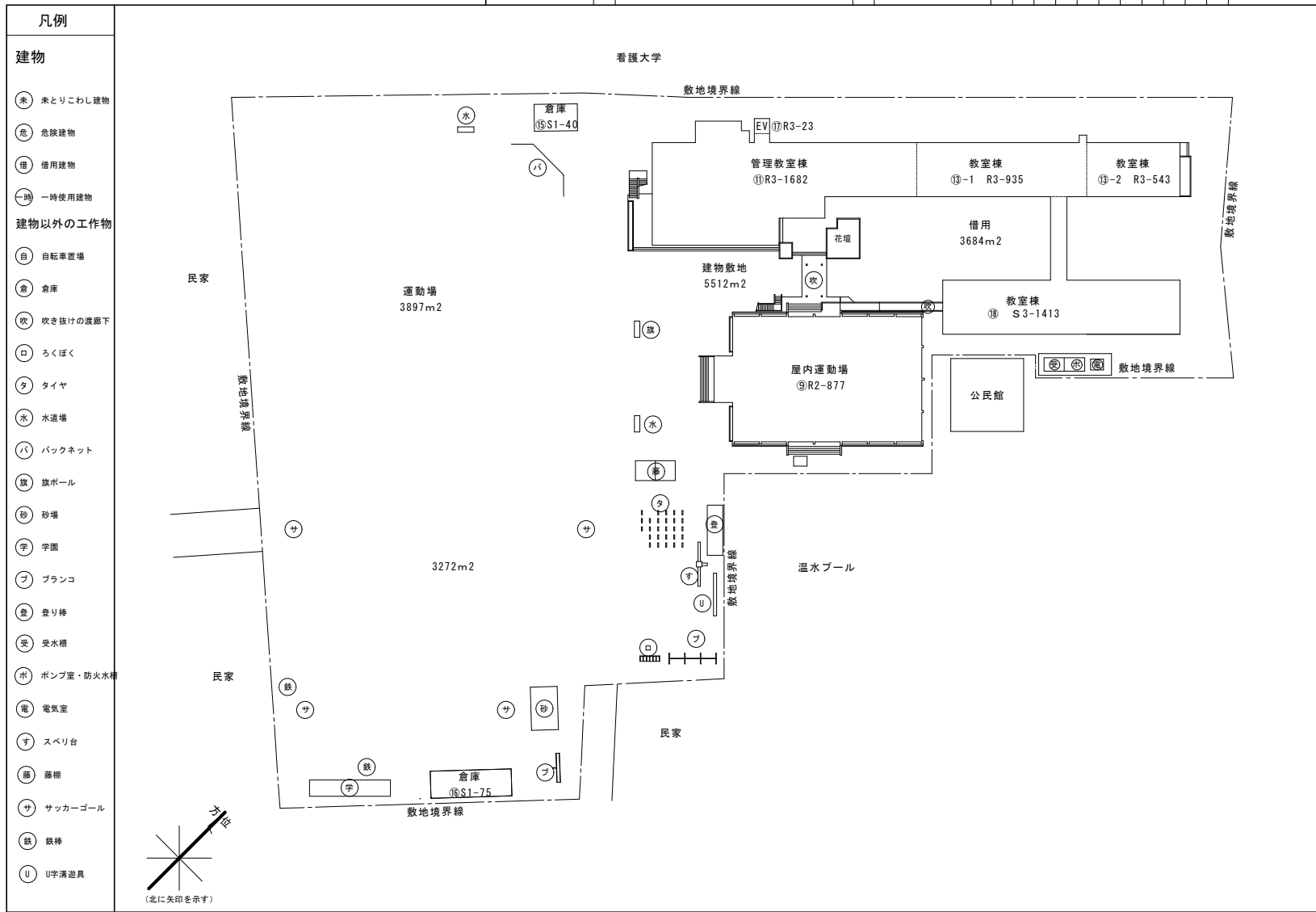
(都道府県)

(市町村)

(学校)

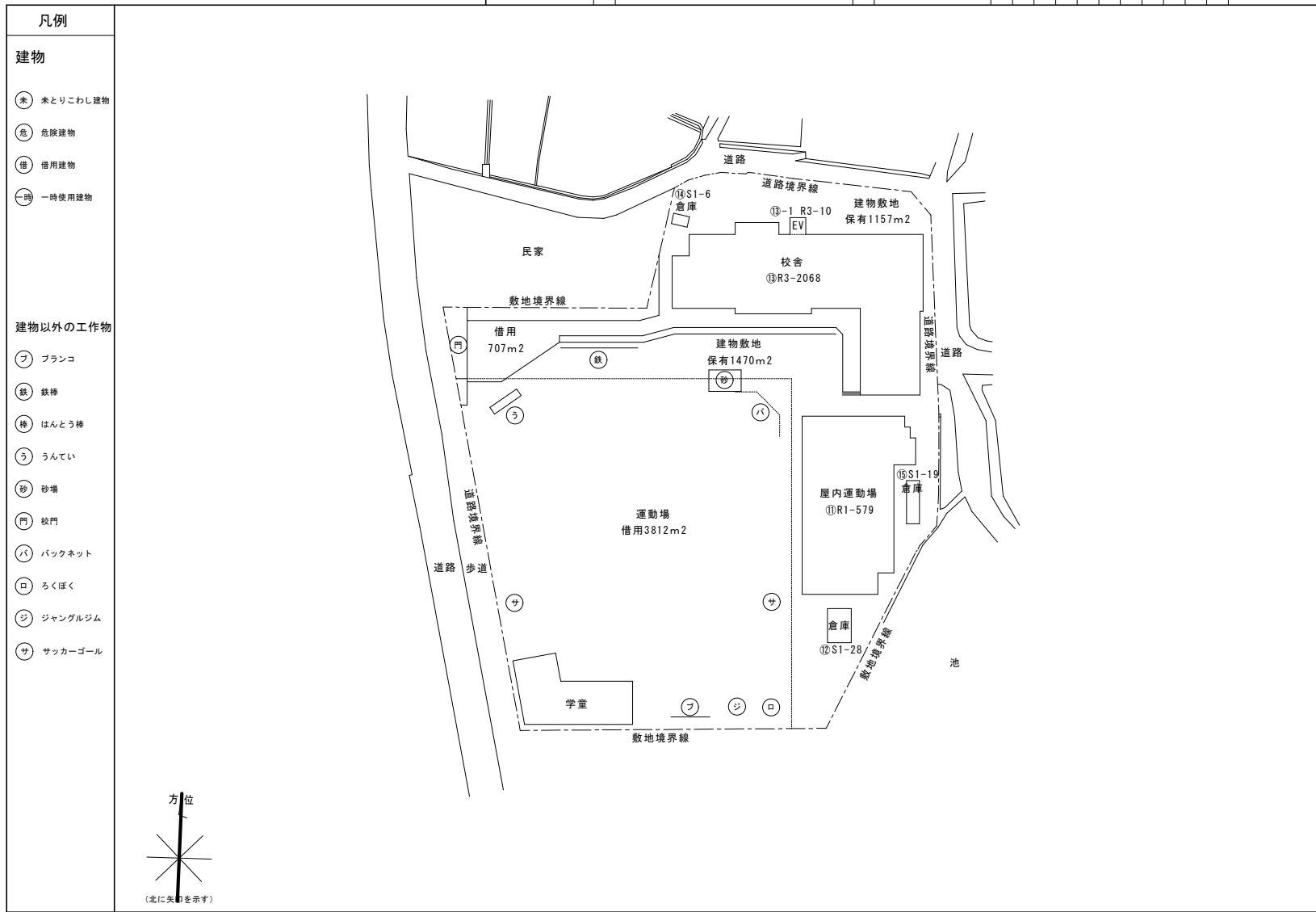
調査年度

1772



令和8年度

施設の配置図	縮尺	1/800 (B4)	学校名	大町小学校	都道府県	市町村	学校	設置年度	1777
					28	226	1827		



必要遊具確認表

別紙3

学校名: 塩田小学校

遊具名	摘要	数量	単位	備考
2連ブランコ	H2500程度	1	基	2人用(安全柵含む)
4連ブランコ	H2500程度	1	基	4人用(安全柵含む)
すべり台	滑り面4300程度	1	基	
ろくぼく		1	基	
低鉄棒(高さ5段階)		2	基	①0.7m×2、0.8m×2、0.9m×1、 ②0.9m×2、1m×2、1.1m×1
のぼり棒	H2800程度	1	基	
うんてい	H2200程度	1	基	
シーソー		1	基	
砂場(踏切板も)		1	ヶ所	
サッカーゴール		1	組	小

1 本校には運動場以外に運動公園があり、遊具のほとんどが公園のほうにあります。

(運動場)と書いた遊具は、運動場にあります。

2 鉄棒については、現状のように2つに分けて2基で設置してください。

必要遊具確認表

学校名：志筑小学校

遊具名	摘要	数量	単位	備考
2連ブランコ	H2500程度	1	基	2人用(安全柵含む)
4連ブランコ	H2500程度	1	基	4人用(安全柵含む)
すべり台	滑り面4300程度	1	基	
低鉄棒(高さ3段階)		4	基	1基で0.9m、1.1m、1.3mが各1ヶ所
のぼり棒	H2800程度	1	基	
うんてい	H2200程度	1	基	
既設砂場		1	ヶ所	砂の入替
サッカーゴール		2	組	大、小 1つずつ
バスケットゴール		1	組	

必要遊具確認表

学校名：中田小学校

遊具名	摘要	数量	単位	備考
4連ブランコ	H2500程度	1	基	4人用(安全柵含む)
すべり台	滑り面4300程度	1	基	
ジャングルジム	H2500W2500D2500程度	1	基	
低鉄棒(高さ3段階)		2	基	1基で0.9m、1.1m、1.3mが各1ヶ所
のぼり棒	H2800程度	1	基	
うんてい	H2200程度	1	基	
既設砂場		1	ヶ所	砂の入替 踏切板の入替
サッカーゴール		1	組	

必要遊具確認表

学校名： 大町小学校

遊具名	摘要	数量	単位	備考
4連ブランコ	H2500程度	1	基	4人用(安全柵含む)
すべり台	滑り面4300程度	1	基	複合型希望
ジャングルジム	H2500W2500D2500程度	1	基	
低鉄棒(高さ3段階)		1	基	1基で0.9m、1.1m、1.3mが各1ヶ所
高鉄棒(高さ2段階)		1	基	1基で1.8m、2.0mが各2ヶ所
うんてい	H2200程度	1	基	
その他		1	ヶ所	一輪車練習用平行棒

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務
提出様式

淡 路 市

令和8年6月

様式リスト

使用時期	様式番号	書類名	部数
参加表明	様式 1	参加表明書	正 1 部、副 1 部
	様式 2	誓約書	正 1 部、副 1 部
	様式 3	グループ構成表	正 1 部、副 1 0 部
	様式 4	従事者名簿	正 1 部、副 1 0 部
	様式 5	事業者概要	正 1 部、副 1 0 部
提案共通	様式 6	提案書提出届	正 1 部、副 1 部
	様式 7	見積書	正 1 部
	様式 8	見積内訳書	正 1 部、副 1 部
	任意様式	各小学校遊具毎の内訳書（撤去費含む）	正 1 部
	様式 9	提案総括表	正 1 部、副 1 0 部
	様式 1 0	業務実績報告書	正 1 部、副 1 0 部
	様式 1 1	使用機器提案書	正 1 部、副 1 0 部
	様式 1 2	工事施工提案書	正 1 部、副 1 0 部
	様式 1 3	維持管理提案書	正 1 部、副 1 0 部
その他	様式 1 4	質問書	
	様式 1 5	参加辞退届	

参考) 提出書類の体裁について (サイズは A 4 版とする)

参加表明書・提案書ともに、必要な様式をフラットファイル 1 冊にまとめたものを 1 部とする。

1 通し番号

提案書本文の各ページ下部中央に通し番号を入れること。

(文字の大きさ : MS 明朝体 1 0 . 5 ポイント)

2 本文

字数は、4 0 行 × 4 0 文字程度

(文字の大きさ：MS明朝体10.5ポイント)

(様式1)

年 月 日

淡 路 市 長 様

所在地

電話番号

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者)

部署名

氏 名

E-mail

参 加 表 明 書

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務公募型プロポーザルについて、下記のとおり、関係書類を添えて参加を表明します。なお、この参加表明書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

【提出書類】

- ① 誓約書 (様式2)
- ② グループ構成表 (様式3)
- ③ 従事者名簿 (様式4)
- ④ 会社概要、定款及び会社沿革
- ⑤ 事業者概要 (様式5)
- ⑥ 財務諸表（貸借対照表・損益計算書）（直前3事業年度分）の写し
- ⑦ 会社概要書（様式第3-6）又は会社概要書の内容が記載された会社パンフレット等（写し可）

- ⑧ 淡路市税の納税証明書（市様式）
- ⑨ 法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書
- ⑩ その他市が必要と認める書類

(様式2)

年 月 日

淡 路 市 長 様

所在地

電話番号

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

誓 約 書

当方は、次のことを誓約します。

なお、資格の確認のために、淡路市に公簿等を確認することに承諾します。

また、この誓約が虚偽であったこと又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 「令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務 公募型プロポーザル募集要項」に定める参加資格の要件を全て満たしています。

(様式3)

年 月 日

淡路市長 様

グループ構成表

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務募集要項に基づく選定の参加に関しまして、以下の構成員で申請します。

代表者：

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

担当役割 []

その他企業グループ構成員：

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

担当役割 []

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

担当役割 []

- (注) 1 参加者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担（設計、施工、維持管理等）を記載してください。
- 2 グループで参加の場合は、グループの代表企業名を記載してください。
- 3 欄が不足の場合は、次ページに追加記載してください。

(様式4)

従事者名簿

担当する 業務分野	氏名	所属・役職等	勤続 年数	主な実績 資格
主担当者				
履行管理 市との連絡等				
担当者				
調査設計に係る業務				
遊具等の撤去及び基 礎工事に関する業務				
遊具等の製造及び設 置に関する業務				
その他				

※ 記入欄が不足する場合は、挿入してください。

※ 事業者の担当者も含めて記入してください。

(様式5)

事業者概要

商号又は名称			
代表者職氏名			
所在地			
設立年月日		資本金	
参加事業者名/代表者名			
参加事業者所在地			
参加事業者電話番号		参加事業者 FAX 番号	
主な事業活動 (沿革等)			
主な実績			

(様式6)

年 月 日

淡 路 市 長 様

所在地

電話番号

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者)

部署名

氏 名

E-mail

提 案 書 提 出 届

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務公募型プロポーザルについて、下記のとおり、関係書類を添えて提案書を提出します。

記

【提出書類】

- ① グループ構成表（様式3）写し
- ② 見積書、見積内訳書（様式7、8）
- ③ 各小学校遊具毎の内訳書（撤去費含む）（任意様式）
- ③ 提案総括表（様式第9号）
- ④ 業務実績報告書（様式第10号）
- ⑤ 使用遊具提案書（様式第11号）
- ⑥ 工事施工提案書（様式第12号）
- ⑦ 維持管理提案書（様式第13号）
- ⑧ その他市が必要と認める書類

(様式7)

年 月 日

淡路市長様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

見積書

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務について、下記のとおり見積もりします。

(単位：円)

業務名	令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務									
見積金額 (税込)										
該当する方に○を記入	課税事業者 ・ 免税事業者									

【備考】

見積書提出時の注意事項

- ① 見積金額は、月額、年額の金額ではなく、総額の費用を記載すること。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する額を含めた金額を記載すること。
- ③ 記載された見積金額が訂正されてなく、誤字、脱字、鉛筆書き等のことなく、内容が分明であり、金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

(様式8)

年 月 日

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務
見積内訳書

見積金額 ￥ _____ ー (税込)

【内訳】

(単位：円)

No.	施設名	遊具種類	数量	単位	単価	金額	備考
A	直接工事費						
1	塩田小学校						
2	志筑小学校						
3	中田小学校						
4	大町小学校						
B	共通仮設費		1	式			
C	純工事費		1	式			A+B
D	現場管理費		1	式			
E	工事原価		1	式			C+D
F	一般管理費		1	式			
G	工事価格		1	式			E+F
※	法定福利費		1	式			Gに含む
H	消費税等相当額						G×0.1
I	請負代金額 (消費税等相当額込)						G+H

【備考】。

- 記載された金額が訂正されていないこと。誤字、脱字、鉛筆書き等のことなく、内容が分明であること。金額は、アラビア数字を用いて記載すること。
- 必要に応じて、各施設の内訳書の提出を求める場合がある。

(様式9)

提案総括表

提案の概要

全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること（提案の全体像がわかるもの。）。

--

(様式10)

業務実績報告書

(事業者名：)

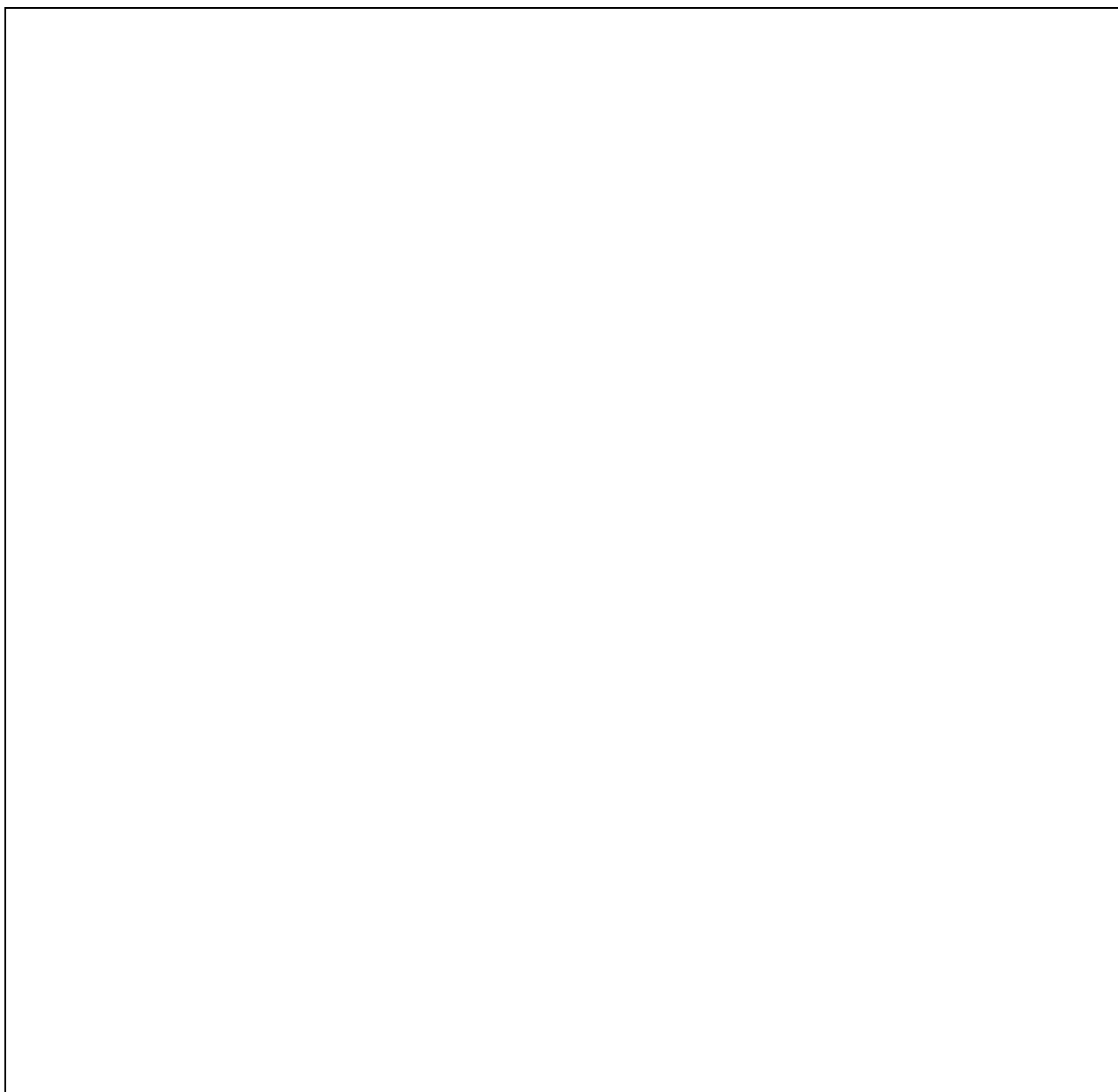
No.	年度	発注者	業務名及び業務概略	契約金額	履行期間
例	2020	〇〇市	業務名:〇〇〇遊具等更新事業 概略:〇〇市〇〇外10施設遊具 新設 設置数:総数〇〇台	〇〇,〇〇〇 千円	2020/8/1 ~ 2025/7/31
1					
2					
3					
4					
5					

※ 過去に実施した公共施設やその他の施設の遊具等の導入業務の実績を記入すること。
(直近の実績5件まで)

(様式 1 1)

使用遊具提案書

使用する遊具等の仕様の詳細説明、当該遊具等に関する耐久性等数値的根拠について記載すること。信頼性、性能、明るさ空間の質、初期設定、運用改善等に関する有効な提案を記載すること。

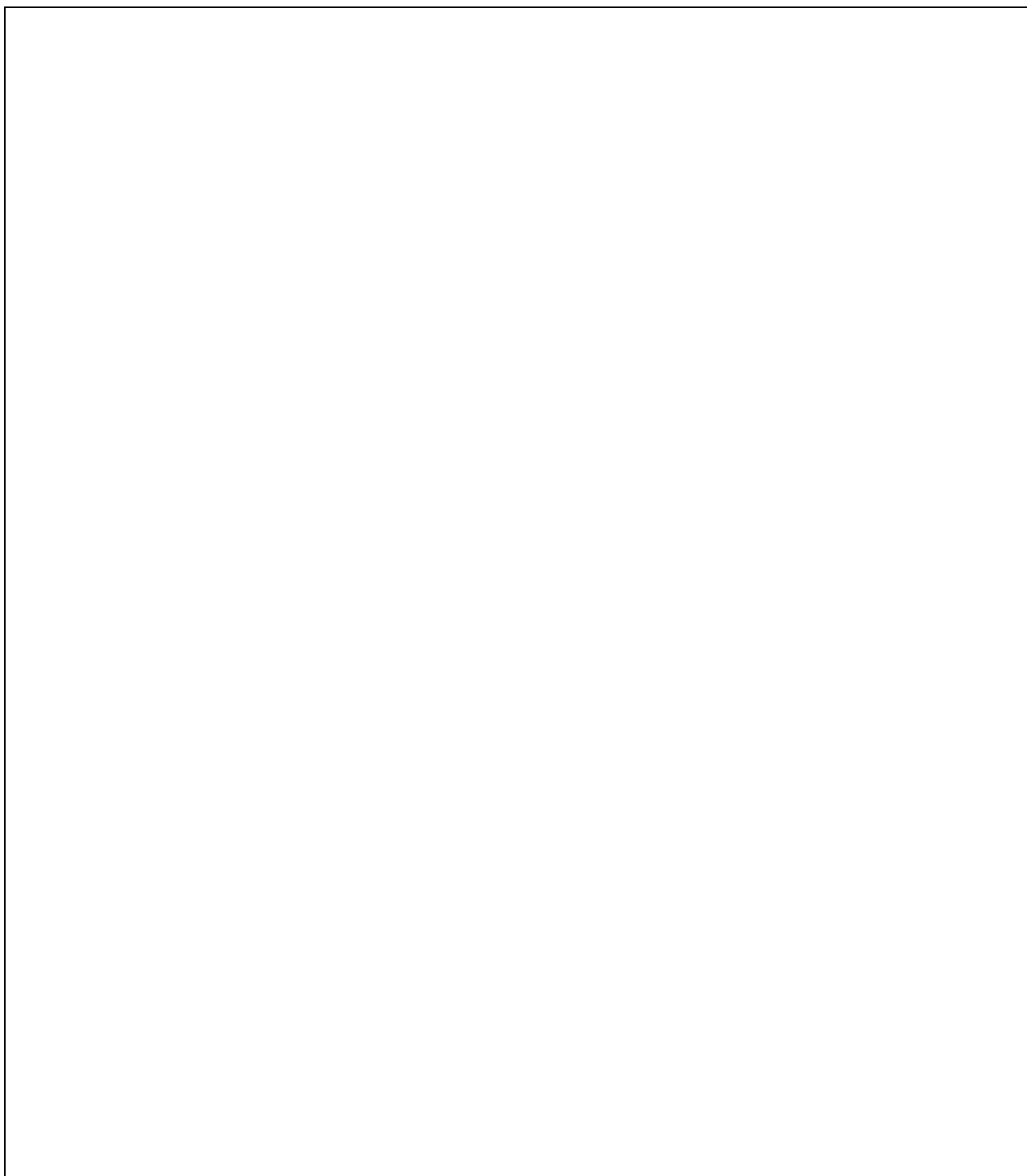


(注) A 4 判とし図表の記載も可とする。遊具等の仕様書・図面等を添付すること。

(様式12)

工事施工提案書

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項、及び品質管理、工事完了期限に関する内容を記載すること。また、既存設備撤去後の処理方法について記載すること。



(注) A4判とし図表の記載も可とする。

(様式13)

維持管理提案書

不具合等に早急に対応できる体制について、記載すること。
サービス水準向上や付加価値向上のための提案について、記載すること。

(注) A4判とし図表の記載も可とする。

(様式14)

年 月 日

淡路市長様

所在地

代表者職氏名

質 問 書

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務公募型プロポーザルについて、次の事項を質問します。

No	資料名	ページ数 及び行数	質問事項及び質問内容

担当者 連絡先	氏名		担当部署・役職	
	電話番号		FAX 番号	
	E-mail		その他	

※用紙が不足する場合は、複写して使用してください。

(様式15)

年 月 日

淡 路 市 長 様

所在地

電話番号

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者)

部署名

氏 名

参 加 辞 退 書

令和8年度 淡路市立小学校遊具更新業務公募型プロポーザルについて、参加表明書・企画提案書等を提出しましたが、都合により公募型プロポーザルへの参加を辞退します。